

厚木市市民協働推進条例
運用状況に対する意見書
【対象年度 令和6年度】

令和8年1月
厚木市市民協働推進委員会

(市等の責務)

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

運用状況	■ 妥当 □ おおむね妥当 □ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	<ul style="list-style-type: none">○ 厚木市の自治会加入率が年々減少しています。(令和6年度55.8%から令和7年度53.2%) このままでは、50%を切る日もそう遠くではないと思われます。加入率促進のための切り札(メリット)があればいい。○ 若い人たちが自治会に魅力的で入らないといけなと思ってもらえるように、加入促進パンフレットなどを積極的に作成したらよいと思う。市全体での加入率が5割というのは由々しき問題のため、より一層自治会加入を促進していただきたい。○ 令和5年度に比べ市民活動団体の増加並びに市民サポート業務委託が顕著に増加しており順調と思われる。○ 市民活動団体の立上げや活動継続に金銭的課題は付いて回りますので、活動発展・地域福祉推進のために財政的支援は積極的に続けていただきたいです。○ 特にボランティアに関する相談件数が増え、ボランティアに興味を持つ方が増えたことがよいと思います。 どんな悩みがあるのかQ & Aがあると同様の悩みがある団体などの役に立つと思います。

(市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

運用状況	■ 妥当 □ おおむね妥当 □ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	<ul style="list-style-type: none">○ 市民協働提案事業も5団体から7団体に増加しており順調と思われます。○ 市民協働に関する職員研修で培った視点が行政提案事業等に反映されていくことを期待します。○ コロナ禍が落ち着き、市民協働事業も活発化していることが伺えます。

(人材育成等)

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

運用状況	■妥当 □おおむね妥当 □不十分
市民協働推進 委員会の意見	<ul style="list-style-type: none">○ 参加人数が少ないように思える。 22万人都市として、目標値が必要なのでは？ ○ 研修参加者の目標値を定めて広報するなど、周知の方法を工夫した方がよいのではないか。 ○ 夏休みボランティア体験について、団体側は、年間を通して活動している中で、夏以外の活動に参加してもらいたいというニーズがあり、参加者側は、夏は暑くて参加したくないという方もいると思うので、夏休みに限定せず、期間を広げれば団体も助かるし、参加者数も増えるのではないか。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

運用状況	■ 妥当 □ おおむね妥当 □ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="587 591 1410 958">○ 防災訓練に参加しましたが、小学校体育館（避難所指定）の中は猛暑のため蒸し暑く、参加されている高齢者の体調に不安を感じました。防災の日に防災訓練を行う意義は感じますが、温暖化による猛暑がこれからも続くことが考えられるため、開催日の変更もしくは避難所指定の小学校、中学校、各地区公民館の体育館にエアコン（停電時は自主発電）を早急に設置する必要があると思われる。<li data-bbox="587 1021 1410 1249">○ ボランティア保険の加入手続きの際、市民活動補償制度や災害救援ボランティア活動補償制度も併せて紹介しておりますが、初めて聞くという方が多いです。広報あつぎ等市民協働に関する周知の際、活動支援として一緒に情報提供をされてもいいのではと思います。<li data-bbox="587 1312 1410 1438">○ 地域集会施設の建て替えを考えると、材料費やその他人件費などの高騰により、規定範囲が今のままだと建て替えの費用が高い為厳しいのではないかと。

(市民協働推進基金の設置)

<p>第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p> <p>6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。</p> <p>9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。</p>
--

運用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
<p>市民協働推進 委員会の意見</p>	<p>特になし</p>

(市民協働推進委員会)

- 第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

運用状況	■ 妥当 □ おおむね妥当 □ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	○ 前回の委員会よりも委員数が増え、毎回会議で活発な意見が交わされている。

(評価等)

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

運用状況	■ 妥当 □ おおむね妥当 □ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	特になし